

○海上保安大学校不正防止計画推進室運営要領

制定 平成 21 年 2 月 6 日達第 8 号

改正 平成 21 年 3 月 4 日達第 16 号

平成 26 年 12 月 16 日達第 4 号

平成 28 年 3 月 22 日達第 10 号

令和 3 年 12 月 10 日達第 5 号

(目的)

第 1 条 この要領は、海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則（以下「競争的研究費管理規則」という。）第 9 条第 5 項に基づき、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）の運営に関する事項を定める。

(推進室員)

第 2 条 推進室員とは競争的研究費管理規則第 9 条第 2 項に定める者をいう。

(議事)

第 3 条 推進室の会議は、推進室員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 推進室の議事は、出席推進室員の過半数をもって決し、可否同数のときは推進室長の決するところによる。

(不正防止計画)

第 4 条 推進室長は、不正防止計画を策定するため、あらかじめ不正が発生する要因について体系的に整理・評価した上でコンプライアンス教育、啓発活動及びモニタリング等の実施を内容とする不正防止計画を企画立案し最高管理責任者の承認を得るものとする。

2 推進室長は、不正防止計画の進捗を確認し検証するために、定期的に推進室会議を開催するものとする。

(通報にかかる予備調査)

第 5 条 推進室長は、競争的研究費管理規則第 19 条第 1 項で定める指示に基づき、予備調査を行うものとする。

2 前項の調査に際し、推進室長及び推進室員は、必要があると認められるときは、通報者及び情報提供者（以下「通報者等」という。）、被通報者又は本校の教職員に事情・意見を聞くことができる。

3 推進室長は、通報の内容及び調査による聞取りの結果をもとに、当該通報の受理又は不受理を決定しなければならない。

4 前項の場合、通報に関する不正行為の推定される時期から 5 年以上経過し、調査を実施することが困難であると認められるときは、受理しないことができる。

5 第 3 項の決定は、最高管理責任者に報告し、通報者等に通知しなければならない

ない。なお、この決定は、通報を受けた日から 30 日以内に行わなければならない。

(内部監査員との連携)

第 6 条 推進室は、不正防止計画を推進するために、監査室及び監事と情報交換を行う。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 4 日達第 16 号)

この要領は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 16 日達第 4 号)

この要領は、平成 26 年 12 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 22 日達第 10 号)

この要領は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 10 日達第 5 号)

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。